

湯浅町部落差別をなくす条例が施行されます

本町における人権課題のひとつである部落差別を根本から解消することを目的に、「湯浅町部落差別をなくす条例」が令和元年10月1日に施行されます。(平成31年4月1日公布)

本条例は、平成28年12月16日に公布・施行されました「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえながらも、町独自の取組みについて定めています。

湯浅町は全ての町民が部落差別を正しく理解したうえで、意見を交わしあい、差別を見逃さない、許さないまちづくりをめざします。

人権推進課
(総合センター)
☎64-1126



湯浅町部落差別をなくす条例のポイント

① 条例の目的・基本理念

現在なお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じています。全ての町民が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、部落差別は決して許されないものであるという基本的な認識の下、町民一人一人が正しく理解し、部落差別を根本から解消するまちづくりをめざします。

② 町の責務(行政が行うべき事項)

- 相談体制の充実
部落差別に関する相談窓口について定め、湯浅階保館(湯浅町総合センター)では同和問題相談員が対応します。
- 教育及び啓発
あらゆる世代に対し、部落差別を解消するための教育と啓発を実施します。
- 計画及び調査
部落差別の実態を調査・分析し、現状を把握した上で、部落差別を解消するための基本計画を策定します。
- 推進体制の充実
基本計画を推進するため、国、県及び関係機関等との連携を図るとともに、町組織の整備・充実に努めます。
- モニタリング
インターネット上の匿名性を利用した部落差別とみなされる書き込みや投稿が問題視されています。これを監視し、町に關係する差別書き込み等を発見した場合は、消去に努め、差別の助長・拡散を抑制します。
※町民等及び事業者が発見した場合は、町への報告が必要です。

③ 審議会

基本計画の策定等に関する事項や差別行為の調査の結果等について、審議し答申する機関として設置し、15人以内の委員で構成します。また、委員には、個人情報等についての守秘義務が課せられます。

④ 差別行為の情報提供

- 町民等及び事業者の責務
差別行為を発見した場合は、すみやかな町への報告が必要です。
- 差別を受けた方の相談
差別行為を解消するため、町に報告することができます。

⑤ 差別行為の調査

- 町の責務
差別行為の調査について、審議会にその経過や結果報告を諮問し、答申を受けます。
- 事業者の協力
業務に支障のない範囲で、調査への協力に努めていただきます。

⑥ 差別者への指導及び助言

差別者の誤解や偏見を排除するために、本人やその家族等に対して指導・助言をし、解決に導きます。

⑦ 差別行為を繰り返す場合の措置

差別者への勧告、命令、差別者の氏名等の公表を定めています。氏名等の公表は、本町では例のない極めて悪質な行為に対する抑止力の一つとして位置付けており、行政手続法に基づく弁明の機会を設けます。

⑧ 差別を受けた方への支援

差別を受けた方が必要とする支援・救済に積極的に努めます。

条文の全文については、町ホームページでご確認いただくか、人権推進課(総合センター)で配布しています。

人権擁護委員制度をご存知ですか？

人権推進課 人権係(総合センター) ☎64-1126

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに一層の人権尊重思想の啓発に努めています。

湯浅町には、湯浅町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員の方々がおられます。(敬称略)

●増元 貞夫 ●星山 俊二 ●藤本 嗣子
 ●中尾 一平 ●平林 園子

「人権擁護委員の日」に因んで、次のとおり特設人権相談所を開設します。

湯浅町特設 人権相談所

■日時 5月31日(金) 10時～16時

■場所 総合センター 1階 図書室

■当日は、電話での相談も受け付けています。☎64-1126

※相談は無料で秘密は守られます。人権擁護委員が相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

はじめての男女共同参画エキスパンダー養成講座(基礎編)in 有田 開講!

「新しい扉をひらこう!～人を活かすネットワークづくり～(人材育成)」

和歌山県男女共同参画センター“りいぶる” ☎073-435-5245 FAX073-435-5247

地域のさまざまな分野で男女共同参画の啓発の担い手になる人材を養成するための基礎講座です

日程 ①6月1日(土) ②6月15日(土) ③6月29日(土)

時間 10:30～15:30(休憩12:30～13:30)

※昼食は各自でご用意ください。

テーマ ①男女共同参画ってなあに?～ジェンダーを知ろう～

①性的少数者と社会～自分らしく生きる～

②男女共同参画ってなあに?～ジェンダーの視点をもとう～

②女性や子どもの人権～DVや虐待を防ぐために～

③ワーク・ライフ・バランス～家事や子育ては誰のもの?～

③ワーク・ライフ・バランス～わたしの介護どうなるの?～

※各日2講座開催

場所 有田振興局 3階 大会議室(湯浅町湯浅2355-1)

講師 市場 恵子 氏(社会心理学講師・カウンセラー)

主催 和歌山県 共催 有田市/湯浅町/広川町/有田川町

